

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



墨田区では、平成17年12月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、その中で男女共同参画を推進するための基本的な考え方を基本理念として定めています。

本プランは、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に示された基本理念をふまえて、「墨田区男女共同参画推進プラン(第4次)」で掲げた基本理念に、様々な個性・多様な生き方を尊重することを新しい時代のプランの特徴として取り入れ、計画を推進していきます。

すみだの男女共同参画社会の実現

地域の中で、互いが差別なく多様性と人権を尊重し、
新しい時代に向かって、すべての人がともに活躍する
男女共同参画社会の実現

認め合い 支え合い ともに創るまち すみだ



条例第3条 基本理念

- 1 すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- 2 すべての人が性別による役割の固定化をもたらず社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- 3 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- 4 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- 5 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

多様性：人種、性別、年齢、国籍、宗教等、個々人の属性にとらわれずに価値観や発想を取り入れ、個人の能力を最大限生かす取組のことをいいます。

2 計画の体系

計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。

